



新型コロナウイルス感染症対策 関連情報

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等
及び市有施設の休館に関する指針を改正しました



ターゲット 3.3

令和2年3月24日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：朝倉 陽一

TEL：924-2120

【3/24 午後5時 送信】

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針について、3月24日、別紙のとおり改正いたしました。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等 及び市有施設の休館に関する指針（3月24日改正）

1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においては2月20日、この指針を定め、2月21日から3月31日までの間に、市主催等のイベント569件について413件を中止または延期とした。

新型コロナウイルス感染症患者については、郡山市の1件を含め県下で2件の患者発生を見ているが、いずれも国外での感染事例であること、患者の濃厚接触者は確実に把握されており、その全員が健康観察期間（最終暴露から14日間）に発症することなく終了していることから、現時点で市中感染のリスクは患者発生前と同程度のものと評価できる。

しかしながら、全国的にも感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が見られ、令和2年3月19日付新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、「偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません」、「個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします」と発信しており、本市においても、人権に配慮した冷静な行動をとっていただくよう市民へ周知しているところである。

このような中で3月19日、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、今後の方針として『国民には「換気が悪く」、「多くの人が密集し」、「近距離での会話や発声が行われる」という三つの条件（以下、「クラスター3条件」という。）が同時に重なるような場を避ける行動を引き続きお願いする。』とされた。

そこで、市主催等のイベントについては、これまで郡山市において市中感染が認められないことから、政府が区分する「感染状況が確認されていない地域」に準ずる地域と判断し、その一律的な中止、延期の対応方針を見直し、政府が示した「クラスター3条件」を踏まえて、以下のとおりとする。

2 イベントの考え方

(1) 屋外で実施されるイベント

必要な予防対策を講じた上で、原則として、実施または再開とする。ただし、屋外で実施されるイベントであっても、県外から多数の参加者が見込まれるイベントについては、市中感染が発生している地域からウイルスが持ち込まれるおそれがあるため、原則として中止、延期とする。また、主たるイベントが屋外で実施されるイベントであっても、「クラスター3条件」に該当する関連行事が行われるイベントについては、原則として中止、延期とする。

(2) 屋内（室内）で実施されるイベント

「クラスター3条件」を満たす屋内（室内）で実施されるイベントについては、原則として、中止とする。

「クラスター3条件」を満たさない屋内（室内）で実施されるイベントについては、主催者が、イベントの様態からクラスター発生のリスクを評価した上で、必要な予防措置を講ずることを条件に実施または再開とする。

その際、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。

3 市有施設の休館について

市有施設については、施設利用の様態が、「クラスター3条件」を満たすか否かを総合的に評価し休館の判断を行う。また、開館する場合にあっても、市有施設を利用して実施されるイベントが「クラスター3条件」を満たす場合には、利用を認めないことがある。

4 イベント開催上の留意点

イベント等を開催し、又は市有施設を開館する場合は次のことに留意する。

(1) 事前の周知

当日を含め、イベント参加時や市有施設利用時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

(2) 開催時等の対応

- ① 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ② 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ③ マイクロ飛沫感染も考えられることから換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ④ 手の届く範囲に人を密集させないよう、会場等に入る定員をいつもより少なくし、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ⑤ 会場内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ⑥ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ⑦ イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

(3) 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

5 花見の期間やゴールデンウィークの市民への協力要請

花見の期間やゴールデンウィークにおける本市で管理する公園等の利用は、次の基準により市民へ協力を要請する。

- (1) 公園等内の開放空間における花見などの利用は可能とする。
- (2) 開放空間であっても密集して過ごすような空間、例えばレジャーシートやレジャーテーブル・椅子等を使用しての飲食、歓談については自粛いただく。
- (3) 過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）やせき、くしゃみなどの呼吸器症状のある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方の公園等の利用は控えていただく。

6 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年5月10日までとする。

7 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

8 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

この指針は、令和2年2月25日から施行する。

この指針は、令和2年3月24日から施行する。

（注）クラスター：新型コロナウイルス感染者の小規模集団のこと。

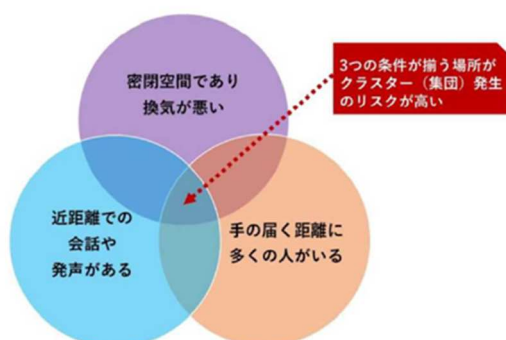
マイクロ飛沫：5マイクロメートル未満の飛沫や空気中に含まれている霧のような微粒子であるエアロゾルが地上に落下せずウイルスを含んだままふわふわと空気中を漂うこともある。（このことを踏まえイベントや施設利用にあたって十分な警戒を行い感染対策に最善を尽くすために重要な換気をお願いするもの。）

集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した見解によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という**3つの条件が重なった場**である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、この**3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける**ことが重要である（図参照）。



（出典：令和2年3月24日 文部科学事務次官通知）